

vol. 2299

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



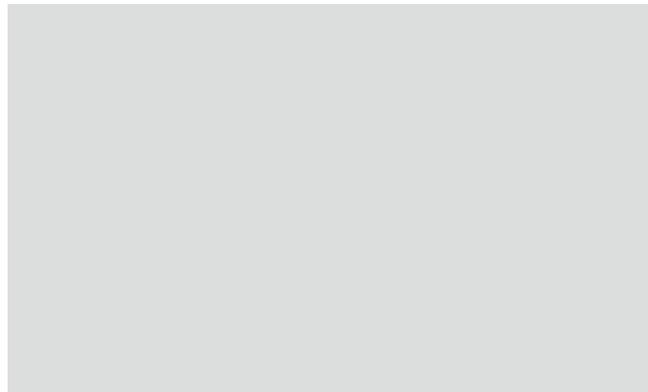
今号の掲載内容 (掲載順)

- 地公労 2023年度当初予算 総務部長・知事交渉

地公労 2023年度当初予算 総務部長・知事交渉

5月31日(水) 13:30~ 県庁本館 人事課分室

大分県地方公務員労働組合共闘会議(地公労:議長 岡部勝也県教組委員長)は、2023年当初予算交渉を行いました。例年、年度末の2月に行われる当初予算交渉ですが、4月に知事選挙が行われ、20年ぶりの知事交代があった関係で、年度が明けて総務部長交渉と知事交渉を同日で開催することとなりました。交渉団から厳しい職場実態や生活実態を訴えながら交渉を行い、今年度については、新採用者の赴任旅費の基準日設定、男性職員の風しん休暇について、改善を勝ち取ることができました。



◎交渉は若林拓総務部長からの紙面による回答と、口頭での補足説明があり、その後、協議へと移りました。

5月31日回答(冒頭)

- 給与改定財源の予算計上については、地方財政計画に沿った措置を取りたい。ただし、予算計上してなくても、給与改定財源については、人事委員会の勧告が行われ、皆さん方との話し合いで決まれば、これまでどおりその確保について最大限の努力をしていきたい。
- 職員の健康管理については、引き続き努力したい。

〈総務部長：口頭による補足説明〉

(給与改定財源の予算計上)

○給与改定に伴う給与改定財源の予算計上につきましては、回答1のとおり、従来から国の地方財政計画に沿

て措置しておりますが、令和5年度は国の地方財政計画では給与改善費を計上しておりませんので、本県におきましても同様に対応したいと考えております。

なお、予算計上はしてなくても、皆さん方との話し合いの結果、給与改定を行うことになれば、これまでどおり、その財源確保に最大限努力してまいりたいと考えております。

(職員の健康管理)

○これまで、知事部局では「健康サポートセンター」を、教育委員会では「教職員健康支援センター」を設置するなど、教育委員会とも協力しながら、職員が安心して仕事ができる職場環境づくりに努めてきたところです。

今後とも、皆さん方が安心して職務に精励できるように、回答2のとおり、職員の健康管理にはできる限り配慮していきたいと考えています。

〈総務部長：口頭による見解〉

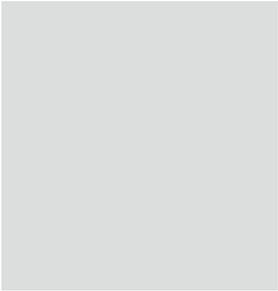
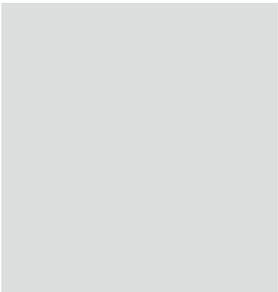
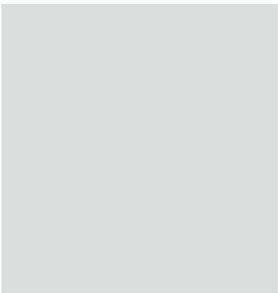
(学校現場の負担軽減)

○これまで「小学校及び特別支援学校の教諭」を対象として、2学期中に新たに産休に入ることが見込まれる学級担任につきましては、2学期の当初から産休代替臨時講師を配置しておりますが、令和5年度当初予算要求において、教育委員会からは、その対象に「中学校及び高等学校の教諭」を加えてもらいたいという要求があったところであり、知事部局としても、学校現場の負担軽減の観点から予算の確保を行ったところであり、引き続き、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

○なお、任命権者交渉における皆さん方との議論経過につきましては、報告を受けておりますが、その中で要求のありました事項につきましては、あらためて要求項目の中で議論させていただきたいと考えております。

〈高教組参加者の声〉

- 寮監が1名のため、大変な業務負担を抱えている。
- 超勤縮減は従来通りの考え方・やり方では間に合わない。宇宙港の予算を教育に振り替えるぐらいの思い切りをもって、大分県の子ども・教育を守る、という姿勢を示してほしい。
- かつて事務補佐員が担っていた仕事を会計年度任用職員が行っている。必要な職だったということを物語っている。採用試験の再開をお願いする。
- 学校司書は県立図書館とのくくり採用で、学校現場では事務職を兼務している。学校司書としての独自採用、専門職としての業務をお願いしたい。
- 就学支援金制度は、所得制限該当生徒は1～2割なのに膨大な手間に事務職員は苦慮している。無償化に向けて教育委員会だけでなく県全体での働きかけをお願いしたい。
- 特別な支援を要する生徒が複数名いるが、学校支援員が1名だったり、勤務時間の制限があるため支援不足になっている。
- 全县一学区区制の影響で、遠距離通学による負担が増えている。
- 通信制は1,000名以上の生徒を20名の教員で対応している。福利厚生だけでは間に合わない。ぜひとも人件費の増額を。
- 耐震化の観点から体育館の天井を撤去した結果、直射日光が当たるなどし、体育館の温度上昇が原因で6月から体育が実施できない。
- 振休時に出勤しなければならないような実態を改善してもらいたい。



検討休憩ののち、佐藤樹一郎知事の全権委任を受けた尾野賢治副知事から以下のような回答および、口頭による補足説明があり、妥結しました。

尾野副知事の「佐藤新知事のもとでも、これまでどおり・これまで以上の労使関係で、県の職員・教員になって良かったと思えるような職場環境の改善に向けてとりくんでほしい」との言葉を受けて、交渉を終了しました。

5月31日回答（最終）

前回の回答に、次のとおり追加する。

- 1 新採用職員の赴任旅費については、採用内定通知発出時の居住地を起点とする取扱いに改めたい。
なお、詳細については、別途事務的に協議したい。
- 2 風しん休暇については、令和5年7月1日から、男性職員も取得できる取扱いに改めたい。

〈副知事：口頭による補足説明〉

地公労の皆様方には、日々県行政、教育行政の第一線でご尽力されていることに感謝申し上げます。

本日の交渉では、地公労の皆さん方と総務部長との間で、それぞれの項目について議論が行われたところであり、その詳細については、総務部長から報告を受けたところであります。

本日は積み上げ交渉ということを踏まえ、私なりに精一杯の判断を回答としてお示ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は、知事から全権委任を受けて交渉に臨んでいますので、誠意を持って対応したいと思います。

（新採用職員の赴任旅費）

○新採用職員の赴任旅費につきましては、採用日前日の1ヶ月前時点の居住地を「旧居住地」として算定しておりますが、本日の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討しました結果、回答1のとおり新採用職員の赴任旅費について、採用内定通知発出時の居住地を起点とする取扱いに改めたいというものであります。

なお、詳細につきましては、妥結後速やかに実施できるよう準備のうえ、別途事務的に協議したいと考えております。

（男性職員の風しん休暇の取得）

○女性職員が、風しん予防のために抗体検査及び予防接種を行う場合に、特別休暇を付与しておりますが、本日の総務部長交渉での皆さん方の主張を踏まえて検討しました結果、令和5年7月1日から、男性職員も風しん休暇を取得できる取扱いに改めたいというものであります。

〈副知事：口頭による見解〉

本日は多くの皆さんから現場実態を踏まえたご意見を頂きました。今後とも、勤務時間の適正な把握に一層務めるとともに、管理職に対しては、職員とのコミュニケーションをしっかりとることで、勤務実態の把握や組織マネジメントにつなげるよう、機会を捉えて強く指導するなどのとりくみを行い、現場の皆さんに時間外勤務縮減を実感して頂けるよう努力してまいりたいと考えていますし、教育委員会に対しても、県庁全体の問題として捉え、引き続きできる支援をしてまいりたいと考えています。

